

## 入札説明書(別紙1)

### タクシー領域における電気自動車等の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務(車両運行関係)に係る仕様書

#### 1. 件名

タクシー領域における電気自動車の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務(車両運行業務)(以下「本件業務」という。)

#### 2. 実施期間

データ取得に用いる車両の車両登録日から本件業務の対象となるリース契約の満了日または2026年3月31日のいずれか早い日まで。ただし、本研究開発のため必要とMoTが判断した場合、MoTが指定する契約期間に更新されるものとする。

#### 3. 目的

株式会社 Mobility Technologies(以下「MoT」という。)は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)が執行を担うグリーンイノベーション基金に基づいて実施される「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクトへ参加し、同基金の助成を受けて、タクシー領域において電気自動車(以下「EV」という。)等を運用し、運行・車両・エネルギー利用に関するデータを継続的に取得するとともに、当該データや外部データ等を活用し、EVについて運行管理と一体的にエネルギーマネジメントを行うシステムを構築するための研究開発を行う(以下「本研究開発」という。)。本業務は本研究開発に必要な車両(EVおよび現にタクシー事業(道路運送法第3条第1項第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。))で運用している車両のうちMoTが指定する車両をいう(以下「EV等」という))の運行に関するデータ(別表1に定める項目、仕様等の詳細を満たすものをいう(以下「運行データ」という))の取得および当該運行データ取得に必要なEV等の運行管理を受託者に委託するものである。

#### 4. 業務の内容

- (1) EVをタクシー事業において運用すること
- (2) EVを以下の条件を満たすリースにより調達すること。ただし、2社以上のリース会社から見積りを取得し、月額リース料(税金、保険料およびオプション料金を除く。以下同じ。)が最も低いリース会社から調達すること。また、これを証する書類をMoTに提出すること。
  - ① 車種:トヨタ bZ4X
  - ② リース期間:3年
  - ③ リース会社:別表2に定めるリース会社
  - ④ 残存価額清算:クローズドエンド方式
  - ⑤ 国内において初度登録または検査される前の自動車であること
- (3) MoTと別途契約を締結することによりMoTが提供するタクシーアプリサービス等を受託者の費用負担において利用し、EV等の運行データを提供すること
- (4) MoTが業務遂行状況および運行状況の確認を行えるようにMoTが指定するドライブレコーダーおよびシステム等を受託者の費用負担において利用すること
- (5) 運行データを取得するため、以下に定める事項を遵守すること
  - ① 調達したEV車両について、EVの仕様、台数、取得年月日、金額、耐用年数、保管場所を一覧にまとめて管理すること
  - ② 通常運行に近いデータ取得を実現するため、EV等の運行中は常時MoTが提供するタクシーアプリサービス等にログインすること
  - ③ データ取得のためにMoTが別途指定する機器をEV等に設置すること

- ④ 本業務に使用されている車両であることを示すステッカー等を MoT が配布した場合には、これを MoT が指定する位置において EV に貼り付けること
- (6) 本契約に基づき取得した EV の運行データと当該 EV の充電に関するデータを紐づけて本研究開発に利用するため、MoT と「電気自動車の運行管理およびデータ取得業務(車両充電関係)委託契約」を締結することにより当該契約に定める事項に従い、本契約に基づき調達した EV の充電に関するデータを MoT に提供すること
- (7) NEDO からの要請に応じ、MoT から上記以外のデータ等の提供を求める場合にはこれに対応すること
- (8) 本契約に基づき調達した EV の一部または全てについて、本件業務の実施に必要な条件を満たすことが困難な恐れがある場合には、受託者は速やかに MoT に報告すること

#### 5. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務による取得財産等について、善良な管理者の注意を持って管理し、本業務の目的に従ってその効率的運用を図ること
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第 2 条第 3 項に規定する子会社をいう。)を含む。(以下「第三者」という。))に委託することはできないこと。業務の一部を第三者に委託する場合には、別途 MoT と協議を行うこと
- (3) 受託者は、本業務の履行に際し知り得た内容を、第三者に漏らし、またはこの契約の目的外に利用しないこと(契約完了後もこの義務を負うものとする。)
- (4) 仕様書に記載のない事項については、別途 MoT と協議を行うこと

#### 6. 連絡先

次世代事業本部 GX 部 Mail: gx\_contact@mo-t.com

【別表 1】MoT に提供するデータの内容

車両・走行データ	項目	単位	サンプリング	提供分類	
出力情報	時刻	年、月、日、 時、分、秒	0.1 秒	A-1	
	エンジン	出力演算に必要な情報		0.1 秒	B-3
		燃料消費量	mL/秒	0.1 秒	B-3
	発電機・ 燃料電池	出力	kW	0.1 秒	A-2
		燃料消費量	mL/秒、g/秒	0.1 秒	A-2
	電動機	出力	kW	0.1 秒	A-2
		入力電力	kW	0.1 秒	A-2
	蓄電池	入出力電流	A	0.1 秒	A-2
		端子間電圧	V	0.1 秒	A-2
		代表温度	°C	0.1 秒	A-2
SOH		%	0.1 秒	A-2	
	SOC	%	0.1 秒	A-2	
エネルギー情報	時刻	年、月、日、 時、分、秒	0.1 秒	A-1	
	航続距離	Km	0.1 秒	A-2	
	電費	Wh/km	0.1 秒	C-2	
	燃費	Km/L	0.1 秒	C-3	
	12V/24V 系消費電力	kW	0.1 秒	C-2	
運行軌跡	GPS 経度緯度	度、度	0.5 秒	A-1	
	GPS 標高	m	0.5 秒	C-1	
	GPS 時刻	年、月、日 時、分、秒	0.5 秒	A-1	
走行状態	速度	km/h	0.1 秒	A-1	
	走行距離 (TRIP/ODO)	km	0.1 秒	A-1	
	外気温、車内温度	°C	0.1 秒	B-1	
	ETC 入退場時刻	年、月、日 時、分、秒	イベント時	C-1	
車両基本情報	ID 毎の車両諸元			A-1	
運行情報	出発地・目的地 位置	度、度	イベント時	C-1	
	出発地・目的地 時刻	年、月、日 時、分、秒	イベント時	C-1	
	乗客・降車タイミング	年、月、日 時、分、秒	イベント時	B-1	
	配車回数	回/日	日	B-1	

※提供分類について

A: 必須で提供(原則、全契約期間)

B: 必須だが、期間については NEDO との協議等を踏まえ、別途定める

C: NEDO との協議等を踏まえ、必要な項目・期間を別途定める

1: EV および既存車両の双方を対象とする。

2: EV のみ対象とする

3: 既存車両のみ対象とする

【別表 2】指定リース会社一覧

株式会社トヨタレンタリース兵庫
株式会社 Mobility Technologies